第６節　公園･緑地の整備方針

１　公園・緑地の基本的方向性

つくば市は，北に筑波山，南に牛久沼を望み，西側には小貝川，東側には桜川が流れています。広がりのある台地には，中小の河川が流れ込み，平地林，屋敷林，農地，ため池，谷津田等が織りなす豊かな自然環境を有しています。

また，研究学園地区やつくばエクスプレス沿線地区の市街地には数多くの公園が整備されており，潤いのある街並みを形成しています。

このような多様な緑は，市民に潤いをもたらすだけでなく，市民が集い，生涯学習，健康づくりにいかされる場や，災害時の防災拠点，避難場所，延焼防止等の防災空間，さらに，環境の保全や公害の緩和，景観の向上が期待されるなど，都市において非常に重要な役割を担っています。

こうしたことから，身近にある豊かな緑環境を守り育てていくとともに，地域のバランスを考慮した公園・緑地の整備検討，史跡，水辺等を活用した多様なオープンスペースの確保，防災機能の充実等に努めます。

また，既存の公園・緑地については，適切な維持・管理を推進します。

２　公園・緑地の整備方針

（１）公園・緑地の整備

（公園・緑地の確保目標）

◆　都市公園の確保目標水準は，市民１人当たり 10 ㎡以上を目標とし，実現に向けた整備・保全を図ります。

◆　研究学園地区と比較して公園が少ない田園集落ゾーンにおいても，多様な公園や緑地等のオープンスペースをバランス良く確保していくように努めます。

◆　公園整備にあたっては，ユニバーサルデザインに配慮し，防犯対策を図りながら，誰もが安全で快適に利用できる環境づくりに努めます。

◆　都市計画公園等の公園整備を進めるとともに，既設の公園については，適切な維持・管理を行います。

（つくばエクスプレス沿線地区の緑）

◆　つくばエクスプレス沿線地区では，市民の憩いの場，レクリエーションの場等となる都市公園や民有（市民）緑地を適切に配置・整備するとともに，地区周辺の緑と合わせ緑被率 40%以上を確保するよう努めます。また，地区内においては緑被率 30%以上を目指します。

◆　つくばエクスプレス沿線地区内の大規模緑地は，大切な緑地資源として保全を図ります。

（スポーツ・レクリエーションの拠点づくり）

◆　市民のスポーツ活動の場として，スポーツ・レクリエーションの拠点づくりを検討します。

◆　スポーツ・レクリエーション拠点においては，ユニバーサルデザインや防災機能に配慮するとともに，誰もが楽しめ，スポーツに関わる様々な人々の連携，交流が図れる空間の創出を検討します。

（文化財を活用した緑地空間）

◆　平沢官衙遺跡や現在整備中の小田城跡といった文化財を活用した施設では，市民が憩える場として，文化財と緑が一体となった空間を創出します。

（歴史緑空間）

◆　つくばエクスプレス沿線地区の中根・金田台地区では，金田官衙遺跡の保全と周辺の緑のオープンスペースを合わせた歴史緑空間の整備を推進します。

（筑波山周辺整備）

◆　水郷筑波国定公園に指定された筑波山とその周辺では，優れた自然を保全するとともに，筑波山神社周辺や筑波山梅林等の観光レクリエーション機能の充実，ビジターセンターの設置や周辺も含めたサイン整備等を検討します。

（登山道・散策路の整備）

◆　豊かな自然資源を有する筑波山自然観光地区では，身近に自然と親しむことができる登山道や散策路の整備を推進します。

（つくばウェルネスパーク）

◆　市民の健康づくりを目的として整備した，つくばウェルネスパークについては，適切に維持・管理をするとともに，市民の利用促進に努めます。

（地域の公園整備）

◆　地域のシンボルとなるような親しみのある公園とするため，地域の特徴をいかした整備によって，ゆとりと潤いのある空間を創出します。

（２）ひろがりのある田園環境における緑の保全

（緑地の保全）

◆　筑波山とその山麓，台地上のまとまりのある平地林や斜面林，小貝川や桜川等の水辺の緑地は，つくばらしい田園風景を創出している重要な要素として，また，環境への負荷を軽減する重要な機能として，積極的に保全を図ります。

◆　まとまりのある優良農地は，田園環境の中での「農環境の緑」として，維持・保全に努めます。

（緑地・平地林・里山の保全と維持・管理）

◆　田園集落ゾーンの河川周辺の緑地，まとまりのある平地林，点在する里山等は，市民，ＮＰＯ，地権者，行政等が連携を図りながら，適切な維持・管理に努めます。

（３）河川等をいかした環境整備

（水と緑の環境整備）

◆　市内の河川は，水質環境に配慮するとともに，各地域の特徴をいかした水と緑の環境整備を検討します。

（水辺の活用）

◆　市内の河川の沿岸部では，遊歩道や自転車道の整備を検討します。

◆　小貝川や桜川では，川沿いの緑と一体化したオープンスペースの整備など，積極的な水辺の活用を検討します。

（４）水と緑のネットワーク形成

（水と緑のネットワーク化）

◆　筑波山，平地林，斜面林，屋敷林，社寺林，農地等の豊かな緑や，牛久沼，小貝川や桜川をはじめとした河川やため池等の水辺は，市内の自然的骨格として，適切な保全・整備を図ります。

　また，これらの貴重な緑資源を道路沿道の街路樹や公園，研究・教育機関，工業団地等の緑でつなぎながら，市全体として水と緑のネットワークの形成を推進します。

　これにより，緑の量と連続性を確保するとともに，多様な生物が生息・生育できる環境の確保を図ります。

（緑にふれあう拠点）

◆　筑波ふれあいの里，ゆかりの森，茎崎こもれび六斗の森，高崎自然の森は，自然や緑にふれあう拠点として活用します。

（ペデストリアンデッキ）

◆　研究学園地区内には特色のある公園が整備されています。これらの公園とペデストリアンデッキの連続性を保つことで歩行空間と緑空間のネットワークを形成します。また，樹木等の適切な維持・管理に努めます。

（筑波山地域ジオパークの推進）

◆　筑波山や霞ヶ浦を含む地域は,ダイナミックな地殻変動と海水準変動で形成された多様な地質と地形を有しており,豊かな生態系や人々の歴史,文化が育まれています。これらの地域資源を保全・継承するとともに,学習の場や観光資源として活用していくため,筑波山地域ジオパークの実現を目指し,関連自治体や関係機関と連携していきます。

（５）都市緑地の保全

（都市の緑化）

◆　都市部の緑化推進の方策として,緑被率や緑視率等の基準を用いた規制・誘導等を検討します。

（法的規制による保全）

◆　市内の緑を残していくため,保全が必要な場所については,「特別緑地保全地区」,「緑地保全地域」,「緑化地域」,「風致地区」,「生産緑地地区」等の地域地区や,「緑地協定」等の法律に基づく保全方策の導入を検討します。

◆　地区レベルでの緑の保全を図るため,地区計画の活用による規制・誘導を検討します。

（住宅地,研究・教育機関,工業団地等の緑）

◆　住宅地においては,各敷地内の緑化を促進することにより,市街地全体の緑被率や緑視率の向上を図ります。

◆　研究･教育機関や工業団地内の豊富な緑の適切な維持･管理を促進します。

◆　公共公益施設についても緑化を推進するとともに,適切な維持・管理を図ります。

（６）市民と協働して緑を守り育てる仕組みづくり

（市民参加）

◆　つくば市内に数多くある公園・緑地の保全や維持・管理,公園づくりや緑化の推進に市民が関わることができる機会の提供など,市民が緑のまちづくりに参加できる仕組みづくりを推進します。

◆　市民と協働して公園の維持・管理を行っていく「アダプト・ア・パーク」制度の活用を推進します。

◆　市民活動の情報発信や活動支援を行う拠点の整備を検討します。

（市民緑地制度）

◆　緑豊かな土地を所有している市民が,その土地の管理について市等と契約を結び,その土地を一般に開放しながら保全を図る「市民緑地制度」の活用を推進します。

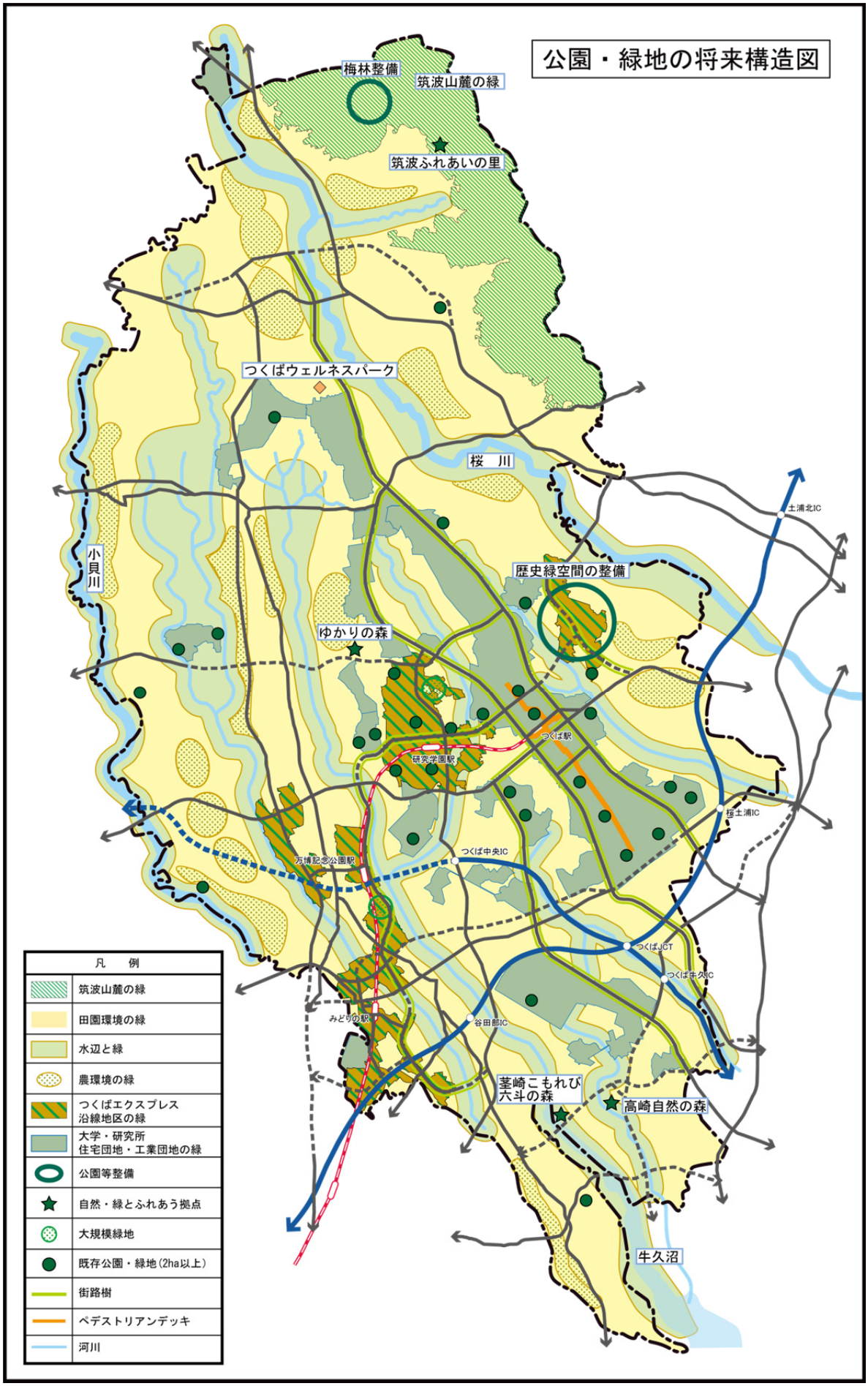
公園・緑地の将来構造図
梅林整備
筑波山麓の緑
筑波ふれあいの里
つくばウェルネスパーク
桜　川
小貝川
歴史緑空間の整備
ゆかりの森
つくば駅
研究学園駅
万博記念公園駅
つくば中央IC
土浦北IC
桜土浦IC
つくばJCT
つくば牛久IC
みどりの駅
谷田部IC
茎崎こもれび六斗の森
高崎自然の森
牛久沼
凡　例
筑波山麓の緑
田園環境の緑
水辺と緑
農環境の緑
つくばエクスプレス沿線地区の緑
大学・研究所住宅団地・工業団地の緑
公園等整備
自然・緑とふれあう拠点
大規模緑地
既存公園・緑地（2ha以上）
街路樹
ペデストリアンデッキ
河川

第７節　低炭素まちづくりの方針

１　低炭素まちづくりの基本的方向性

つくば市は，市民，事業所，研究・教育機関，行政等が一体となり，低炭素型まちづくりを進めており，環境モデル都市として，地域の特徴をふまえた先導モデルとなる取り組みが求められています。

これをふまえ，今後のまちづくりにおいては，市街化の無秩序な拡大を抑制するとともに，拠点となる市街地に都市機能の集積を図ります。これにより，徒歩，自転車等による生活利便性を高めることで，環境負荷軽減を図るとともに，拠点間の移動には公共交通の利用を促進し，自動車利用からの転換を図ります。

また，研究学園地区等の都市再生やつくばエクスプレス沿線開発の街区整備の際には，開発行為や大規模な施設建築等にあわせた効率的なエネルギーシステムの導入や，個々の住宅・事業所等におけるエネルギー利用効率の向上を図ります。

さらに，二酸化炭素の吸収源となる都市内の公園・緑地等の緑を維持・管理し，都市周辺に広がる自然環境を保全するなど，市全体の低炭素化を図ります。

２　低炭素まちづくりの方針

（１）省エネ・環境配慮型のまちづくり

（都市機能集積拠点の形成）

◆　拠点となる市街地に都市機能を集積させ，エネルギー効率の高い市街地の形成を図ります。

（環境配慮型の街並み整備）

◆　研究学園地区等の都市再生やつくばエクスプレス沿線開発による市街地整備を通じて，広域交流拠点に省エネ型の住宅や店舗・事業所等の建築，自転車等が利用しやすい道路空間の整備，環境に配慮した公共施設の整備等を面的に進める環境配慮型の街区整備を促進します。

（建築物の低炭素化　住宅／ビル・工場／公共施設）

◆　ゼロエミッション住宅，ＬＣＣＭ（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅，低炭素認定住宅等の省エネ住宅の導入を促進します。

◆　工場や事業所については，環境に対する事業者への意識啓発等を通じて，エネルギー性能の高いビル建築や省エネ，創エネ設備の導入を促進します。

◆　公共施設については，太陽光発電，その他の再生可能エネルギー，蓄電池，ＬＥＤ等を導入し，環境教育や防災の観点も含めた省エネ化を進めていきます。

（２）公共交通の利用促進

（自動車利用から公共交通への転換の促進）

◆　拠点間を結ぶ公共交通の充実を図るとともに，広域交流拠点へ多種多様な都市機能を集積させ，エネルギー効率の高い市街地の形成を目的とした新たな公共交通の導入について検討します。

◆　民間路線バスやコミュニティバス等による公共交通ネットワークの最適化に向けたマネジメントを行い，公共交通の利便性を向上させ，利用促進を図ります。

（環境配慮型自動車の普及促進）

◆　天然ガス，電気，水素，ハイブリッド，メタノール等による環境配慮型自動車を普及促進するため，拠点となる市街地の幹線道路沿い等へのインフラ整備に努めます。

（安全・安心して移動できる道路空間の確保）

◆　生活道路については，路面表示や速度規制等を用いて，歩行者や自転車が快適かつ安全・安心に移動できる道路空間の整備を進めます。また，将来の搭乗型移動支援ロボットの活用等を想定した道路空間整備のあり方について検討します。

（３）環境に配慮したエネルギーの利用促進

（多様な分散型エネルギーの導入と利用促進）

◆　住宅，公共施設，低・未利用地等を活用して，太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を図ります。また，工場廃熱や焼却施設から発生する余熱等の未利用エネルギーの利用を促進します。

（多様なエネルギー需給構造の構築）

◆　広域交流拠点においては，分散型エネルギーなど多様な電源を活用した街区間・建築物間のエネルギーの相互融通を行う効率的な面的エネルギーネットワーク導入を図れるよう土地利用誘導を行い，災害時等でも適切に機能するエネルギー需給構造を構築します。

（４）二酸化炭素吸収源となる緑地の確保

（住宅地における緑のある街並みの形成）

◆　市街地においては，地区計画による緑地の確保や緑地協定及び景観協定の締結の推進を図り，緑豊かな街並みの形成を促進します。

（緑地の保全）

◆　筑波山や市内各地に残る樹林地及び市内全域に広がる農地の保全，市街地の街路樹や公園等の，整備された緑地の適切な維持・管理により，本市を特徴づける多様な緑を確保します。

第８節　景観形成の方針

１　景観形成の基本的方向性

つくば市は，シンボルとなる筑波山，ゆったりと流れる桜川，小貝川等の河川，そして，連続する斜面林，農地，広がりのある自然・田園景観を基盤とし，屋敷林や長屋門等のある伝統的集落景観や，それらと一体となった里山景観が随所に見られます。一方で，研究学園地区を代表として，街路樹や住宅地等が計画的に整備された整然とした都市景観も見ることができます。

これらの特徴的な景観が調和・融合している本市の特性を最大限にいかしながら，その景観を保全していくため，景観法に基づく景観計画を策定し，景観形成方針を定めるなど，良好な景観を形成するための取り組みを進めています。今後も「つくば市景観条例」及び「つくば市屋外広告物条例」を適切に運用するとともに，市民や事業者と協力しながら，景観の維持・改善に努めていきます。

２　景観形成の方針

（１）筑波山の眺望確保とひろがりのある風景の保全

（筑波山の眺望）

◆　市内のどこからでも望める筑波山は，市の象徴的なシンボルとして広く認識されており，その筑波山への眺望及び筑波山からの眺望を大切にした景観形成を図ります。

（ひろがりのある風景の保全）

◆　市内の大半は，平坦な地形で比較的高低差が少ないことから，空の広いひろがりのある風景が特徴です。この特徴を失わないように，ひろがりのある風景を構成する農地・樹林地等の維持・保全を図ります。

（２）伝統的集落と里山景観の保全

（伝統的集落）

◆　家並みに統一感のある伝統的集落は，美しい街並み景観として積極的に保全を図っていき，その活用方策を検討します。

（里山景観）

◆　集落，農地，山林が一体となった里山景観は，つくばの特徴的な景観として再認識し，市民，ＮＰＯ，地権者，行政等が協働して維持・管理に努めます。

（歴史的建造物の保全）

◆　各地域に残る歴史的建造物は，市民共通の景観資源として積極的な保全，修景の方策を検討します。

（３）整然とした研究学園地区の街並みの維持

（研究・教育機関等による都市景観の形成）

◆　研究学園地区内の研究・教育機関等については，優れた環境と景観が確保されていることから，今後も良好な景観を維持・創出できるよう，「つくば市景観計画」や「研究教育施設地区計画」で定めた方針に基づき景観の誘導を図ります。

（街並みの景観誘導）

◆　「つくば市景観計画」において「景観形成重点地区」と定めた，研究学園地区やつくばエクスプレス沿線地区等については，景観計画に基づき，良好な景観の誘導を図ります。

◆　市内幹線道路沿道については，道路景観と建築物との一体感等に配慮した良好な景観誘導を図ります。

◆　研究学園地区には，特別用途地区として文教地区を指定しており，建築物の用途純化を図ることによって，静穏な環境や統一感ある街並みを誘導します。

◆　「つくば市建築物の敷地制限条例」により，宅地の細分化を防止し，落ち着いた街並みの形成を誘導します。

（４）商店街のにぎわいを生み出す景観形成

（既成市街地の商店街の景観形成）

◆　既成市街地の商店街の活性化を図るためにも，地元と行政が一体となって，魅力ある商店街の景観形成の取り組みを推進します。

（新しい商業集積地区の景観形成）

◆　幹線道路沿いに集積するロードサイドショップや研究学園地区等の商業集積地区では，近隣との調和に配慮しながら，にぎわいを生み出す魅力ある景観形成を誘導します。

（５）住宅団地，工業団地等の景観形成

（住宅団地等の景観形成）

◆　住宅団地，集合住宅地等においては，周辺の自然環境，田園景観との調和に配慮するとともに，地区計画，緑地協定等により，民有地内の緑化や緑地保全を促進するなど，住宅地としての良質な景観形成を誘導します。

（工業団地等の景観形成）

◆　工業団地等においては，ゆとりある土地利用や緑地協定等の活用により，周辺地域と調和した緑豊かで研究環境に優れた景観形成を図ります。

（６）公共施設の景観形成

（道路の景観形成）

◆　道路沿道の緑化を市民との協力により進め，潤いのある街並みの形成を図ります。

◆　幹線道路については，街路樹の植栽や屋外広告物の規制等により，安全で快適な道路景観の形成を図ります。

◆　歩行者のスペースを確保しながら植栽等を行い，コミュニティ道路の形成を図ります。

◆　商業地，住宅地等の市街地においては，無電柱化を促進することにより，広い歩行者空間を確保し，街路景観を保全します。

（公園の景観形成）

◆　公園やオープンスペースは，憩いの公共空間であるとともに，市民の交流の場，安らぎを与える場として貴重な空間であり，広く活用される施設としての景観形成に配慮します。

◆　公園については，水と緑のネットワーク形成を進めるための拠点となるよう配慮した景観形成を進めます。

（公共建築物）

◆　学校，集会施設，公営住宅等の公共建築物は，人々の生活を支える地域の重要な建築物であるため，周辺景観に配慮しながら，それ自身が地域の景観の中でシンボル的なものになるよう検討します。

◆　公共施設等の人が集まる施設は，外観（デザイン，色彩等）を周辺と調和させることや植栽等を行うことにより，落ち着いた景観形成を図ります。

◆　大規模な建築物等については，景観軸（筑波山，河川，大通り，シンボリックな構造物等）に配慮した配置によって，周辺に違和感を与えない景観形成を図ります。

◆　駐車場については，適切な植栽を行い，潤いのある景観づくりを推進します。

（公共サインシステム）

◆　公共サインについては，誰にでもわかりやすく，景観に配慮した統一感のあるサインの設置を推進するため，サインガイドラインの適切な運用を図ります。

（７）緑地や街路樹の維持・管理

（緑地の維持・管理）

◆　道路や公園，住宅や事業所等の敷地内の緑地は，潤いのある街並み形成に重要な役割を担っていることから，市民・事業者・行政が協力して適切な維持・管理を図ります。

（街路樹の維持・管理）

◆　市内の幹線道路にある連続的な街路樹は，訪れる人に印象深いものであり，つくばの特徴的な景観の一つとなっていることから，車両からの見通しなど交通安全の確保に留意しつつ，街路樹の適切な維持・管理を図ります。

（８）景観形成のルールづくり

（景観形成のルールづくり）

◆　良好な景観形成を図るため，まちに関わる市民・事業者・行政が協力しながら，景観協定やガイドライン等のルールづくりを推進します。

（景観条例の活用）

◆　「つくば市景観条例」や「つくば市景観計画」に基づく基準や届出制度を活用し，景観の適切な規制・誘導を図ります。

（屋外広告物条例の活用）

◆　「つくば市屋外広告物条例」に基づき，屋外広告物について必要な規制を行うことで，良好な景観を形成します。

（市民参加による景観形成）

◆　地域の住民によるボランティアの違反広告物除却など，市民と連携して，地域の良好な景観を維持・保全する方策を推進します。

（９）景観に関する周知・啓発活動

◆　景観の大切さを広く周知することを目的として，景観コンテストの実施や景観マップ，景観百選等の作成による周知・啓発活動を推進します。

第９節　都市防災の方針

１　都市防災の基本的方向性

平成23年３月に発生した東日本大震災や平成24年５月に市内で発生した大規模な竜巻は，つくば市に甚大な被害をもたらしました。このような予測を遙かに超える自然災害は，今後も突如として発生し，住民の生命や財産を脅かす深刻な事態を招くことが考えられます。

また，市内には，地質的に軟弱な地域やがけ崩れの恐れが高い土砂災害危険箇所が点在しているほか，狭小な道路も見られます。

このようなことから，山麓・河川・湖沼周辺部では，治水対策，土砂災害対策など災害予防の強化を図るとともに，密集した市街地部分では，延焼遮断機能の強化や建築物の耐震化の促進を図るなど，災害に強いまちを目指します。

２　都市防災の方針

（１）防災市街地の整備

（延焼遮断機能の強化）

◆　道路の有する焼遮断機能の強化を図るため，道路沿道の建築物等の不燃化，緩衝緑地整備，難燃性樹木による街路樹整備等の施策を総合的に推進します。

また，都市公園等の適切な配置，公共施設における空地の確保や接道部緑化，ポケットパークの整備など，多様な手法の活用により「まちの防災ブロック化」を目指します。

（オープンスペース等の確保）

◆　都市公園等のオープンスペースは，災害発生時の一時避難場所としての機能を持つことから，適切な配置・整備を推進します。

◆　一時避難場所まで安全に避難できるように，道路や誘導標識等の整備を推進します。

◆　大規模災害においては，ヘリコプターによる輸送が必要となる場合も想定されることから，「つくばヘリポート」との連携を図るとともに，臨時ヘリポートの開設が可能なオープンスペース等の確保を推進します。

（ライフライン施設対策）

◆　都市生活のライフラインとなる道路，上下水道，電気，電話等の生活関連サービス施設については，それらを所管する関係機関と連携して適切な維持・管理・点検に努めます。

また，これらの施設については，災害時においてライフラインの安全で効率的な復旧が早期に図られるよう，関係機関の連携・協力を図るとともに，災害時に機能確保できるように耐震性の向上や自家発電設備の設置等を促進します。

（２）災害対応力の強化

（公共施設の防災機能強化）

◆　災害時の避難場所や物資の保管・集積・配分場所，救急医療等の様々な活動拠点となる市庁舎や公園，学校等の公共施設については，耐震性を向上させるとともに，その機能や規模に応じて，非常用電源設備や備蓄倉庫等の防災施設を整備し，防災機能の強化を図ります。

（建築物の耐震化）

◆　地震による建築物の被害を未然に防止し，地震に対する建築物の安全性を確保するため，新耐震基準適用以前（昭和 56 年５月 31 日以前）の建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

◆　緊急輸送道路や避難路となる道路沿道の建築物については，災害時の輸送機能を確保するため，耐震化を促進します。

（災害時における交通の確保）

◆　防災拠点や防災上重要な行政施設，病院施設等への円滑な交通経路が維持できるように都市計画道路等の整備を促進し，災害時における円滑な交通を確保します。

◆　災害により市民の移動が困難な状況が想定されることから，公共交通や自転車の利用促進など自家用車に依存しないまちづくりを進めます。

◆　市内各地に見られる狭小な道路については，緊急車両の通行が可能となる道路幅員を確保するなど，道路環境の改善に努めます。

（消防署の適正配置）

◆　つくばエクスプレス沿線開発による市街地の拡大や人口増加に伴い，消防需要が増加した地域や今後増加が見込まれる地域を含めた消防力の強化を図るため，既存消防署の位置及び市全体の配置バランスを総合的に検証し，新設を含めた適正な配置を推進します。

（地理情報システム（ＧＩＳ）等の活用）

◆　市が災害による甚大な被害にあった場合に備え，被害状況の把握が迅速にできる地理情報システム（ＧＩＳ）を導入し，災害後の速やかなまちの災害復旧・復興を効率的に行えるように努めます。

◆　災害の備えとして，ハザードマップ（危険箇所マップ）や各種災害履歴情報等を地理情報システム（ＧＩＳ）と連携させることによって，災害に対する危険性の情報提供に努めます。

◆　災害等に関する情報を迅速に市民へ伝達するため，防災行政無線を含む様々な情報伝達手段の整備を推進します。

（つくば市総合防災ブックの活用）

◆　避難所一覧や災害時の情報収集，ハザードマップや地域防災マップ，様々な災害への備え方など，災害に対する必要な情報をまとめた，「つくば市総合防災ブック」の活用を推進し，防災意識の向上を図ります。

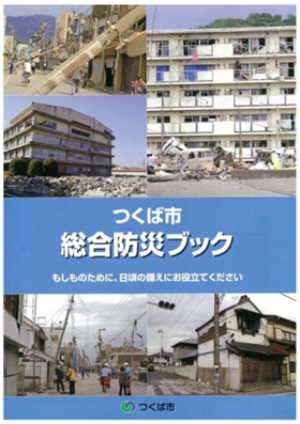

（３）総合的治水対策の推進

（河川治水対策の促進）

◆　小貝川，桜川，谷田川，西谷田川をはじめとする主要河川等は，洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため，河川改修など適切な治水対策を促進します。

（雨水流出抑制施策の推進）

◆　道路や公園等の公共施設整備に伴い，透水性アスファルト舗装，浸透側溝，雨水貯留施設等の整備による雨水流出の抑制を図ります。

◆　雨水の有効利用を進めるため，公共施設や民間大規模施設等における雑用水等への雨水利用システムの導入を推進します。

（市街地の雨水排水対策の推進）

◆　市街地の雨水排水対策については，近年の集中豪雨等をふまえ，調整池等の貯留施設の整備の検討や河川改修等を促進します。

（４）土砂災害対策

（ハザードマップの活用）

◆　ハザードマップ等を活用し，土砂災害危険箇所の周知徹底を図るとともに，危険防止のために各種関係法律の適切な運用を図ります。

（急傾斜地崩壊対策，土石流対策の推進）

◆　がけ崩れや土石流の危険がある場所では，住民の理解・協力を得ながら，各種法律に基づき，県や国と連携して危険区域指定や安全対策の実施を促進します。

第10節　その他都市施設等の整備方針

1　その他都市施設等の基本的方向性

その他多種多様な都市施設等の整備については，土地利用や市街地の状況，人口の増減や密度等に応じた施設の拡充や更新，統廃合等を検討し，生活環境の向上に努めます。

2　その他都市施設等の整備方針

（上水道整備）

◆　上水道は，未普及地区への安全・安心な生活用水を供給するための配水管布設を推進します。

（下水道整備）

◆　汚水・雑排水については，投資効果，普及率の向上を勘案しながら，随時集合処理区域の適切な見直しを図るとともに，合併処理浄化槽の整備と連携して地域の生活環境の向上に努めます。

◆　雨水については，雨水管や都市下水路等を適切に管理するとともに，近年の集中豪雨等をふまえ，必要に応じて雨水流出を抑制するための施設整備を検討します。

（ゴミ焼却場等）

◆　一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターについては，ごみの減量化・資源化を推進しながら，適切な維持・管理に努めます。

（リサイクルセンター）

◆　市民ぐるみのゴミ減量化，省資源，リサイクルを推進していくことを目的として，リサイクルの啓発・実践の拠点となるリサイクルセンターの建設を推進します。

（小中学校）

◆　つくばエクスプレス沿線地区の新市街地における小中学校等教育施設は，今後の人口増加や開発の進捗状況を考慮しながら，計画的な整備を検討します。

（市営住宅）

◆　子供から高齢者まで，安全で快適に暮らせる市営住宅を目指し，修繕・改善工事を計画的に行うことで，既存市営住宅の長寿命化を図ります。また，必要に応じて建替えを行うことで，良好な住環境を確保します。

（防犯灯・街路灯）

◆　歩道の利便性の向上や防犯面の強化を図るため，防犯灯・街路灯の計画的な設置を推進します。